



審査結果報告書

令和2年3月19日

精華町議会

議長 三原 和久 様

精華町議会政治倫理審査委員会
委員長 井澤 孝子

精華町議会議員の政治倫理に関する条例第17条第1項の規定に基づき、
令和2年1月16日付けで諮詢のあった事案について、下記のとおり報告し
ます。

記

1. 審査請求の対象となった議員

宮崎 陸子 議員

2. 審査結果

審査請求の対象となった議員に政治倫理基準違反の行為が存在する
との結論には至らなかった。

3. 理由は別紙のとおり

第1 審査請求の要旨

令和元年12月18日、30人以上の町民の連署をもって、その代表者から、宮崎睦子議員を審査対象議員とする政治倫理審査請求がなされた。

なお、審査請求代表者は、精華町議会議員であるが、町民の立場での請求がなされている。

当該審査請求において政治倫理基準に違反する行為として指摘されているのは、①宮崎睦子議員（以下「審査対象議員」という。）の配偶者が町との契約をしていること、及び②審査対象議員が12月6日における一般質問でふるさと納税についての質問をしていることが、精華町議会議員の政治倫理に関する条例（以下「本条例」という。）第4条第3号に違反するというものである。

第2 前提となる事実

1 いちごを活用したフレーバーティーの開発・販売

(1) 平成28年度、「お茶の京都」精華町にふさわしい新たな特産品開発を和束町活性化センターに依頼し、いちごを活用したフレーバーティーのレシピが完成し、平成29年12月、町商工会を通じて、開発したレシピを活用して商品を製造販売する事業者を募った。

これに応じ、当該事業所がレシピ提供申請を行い、平成30年1月23日、町からレシピの提供を受けた。

当該事業所は、平成30年6月1日以降、このレシピを利用した商品（「町の認定を受けた商品」以下この商品を単に「フレーバーティー」という。）を製造し販売を開始した。

平成30年度中には、町との取引契約があり、総額39万円余りの販売実績がある。令和元年度における販売実績は無い。また、現在、当該事業所の外に認定事業者はいない。

(2) 上記の当該事業所は、平成8年から審査対象議員が自宅前にて開店し、各種の花、苗、花材等を販売する事業をしてきたものである。平成28年以降の代表者は、審査対象議員の配偶者である。

現在、審査対象議員も、議員との兼業で、当該事業所の一事業としての予約による花の販売を行っている。当該事業所は法人化されていないし、審査対象議員と配偶者のほかに従業員もない。

2 ふるさと納税の返礼品へのフレーバーティーの選定

(1) 令和元年5月14日、町は、ふるさと納税制度の対象となる地方団体の指定を受けた。この指定を承け、ふるさと納税制度の運用に向けた初期対応に必要となる資金調達のためにクラウドファンディングの方法をとることを決定した。また、同年10月21日、ふるさと納税の返礼品の一つとして町が開発したオリジナルレシピによる「せいか苺のフレーバーティー」を選定した。

- (2) 同年10月29日から12月2日までの間、クラウドファンディング形式での寄付募集をしたところ、寄付者170名、620万円余りの寄付を得た。フレーバーティーを返礼品として希望した寄付者も22名であった。
- なお、現在、町は、返礼品の購入は未発注である。

3 本件審査請求に至る経緯

- (1) 令和元年12月6日、議員である審査請求代表者は、本会議において、上記返礼品の調達に関し、「フレーバーティーはどこから調達しているのか、●●さん（事業所名）から購入していいのか、●●さん（事業所名）は、審査対象議員のご主人がやられている、先々進んでいったらちょっと問題になるかもしれないから聞いている」、といった発言をした。
- (2) 同年12月9日、審査対象議員は、議会運営委員長に対し、上記発言に対する異議を申し立て、本条例第4条第2号及び第3号の規定の確認及び行政に対して圧力をかけるなどの関与があったのか担当部課への確認を求めた。
- (3) 同年12月11日付文書で、議会運営委員会は、所管部課、議員である審査請求代表者に事実確認をした。所管部課は、返礼品にフレーバーティーを選定したのは審査対象議員の関与があったのかという問い合わせに対し、議員の関与は一切ないと回答し、審査請求代表者は、審査対象議員が返礼品の選定に関して町に働きかけた現場を目撃した、関係者から聞いたなどの客観的資料はあるのかとの問い合わせに対し、自ら見ていないし、聞いてもいないため、証拠はない回答した。
- (4) 同年12月18日、審査請求代表者から、上記本会議での発言の一部を取り消す申し出がなされた。
- (5) 上記同日、本件審査請求がなされた。

第3 審査請求にかかる事実の存否

1 審査対象議員の配偶者が町との契約をすることは本条例第4条第3号に違反するか

- (1) 審査対象議員の配偶者は、当該事業所の代表者として製造・販売するフレーバーティーを町に販売している実績があり、令和元年12月2日まで募集されたクラウドファンディング形式での寄付に対する返礼品として同商品を町に納入することとなっていたものである。

そこで、審査請求代表者は、このように審査対象議員の配偶者が町と物品納入契約などを締結することは本条例第4条第3号に違反すると主張する。

しかし、当審査会は、本条例第4条第3号がそのような場面を想定していると解するには無理があると判断する。

本条例第4条第3号において議員に求められているのは、「議員の1親等内の血族及び配偶者が役員をしている法人その他の団体及びこれらの者と町との契約に関与しないこと」であって、この文言からすれば、議員が、一定の近親者あるいはそのよう

な親族が支配力を持つ法人やその他の団体が町と契約をするにあたり、それら身内の利益を図って圧力をかけるなどの「関与」を禁じるものと解釈するのが自然である。契約に「関与」することを禁じているのであって、「関与」イコール「契約」であるとして、「契約」することを禁じていると解釈することは困難といわざるを得ない。

他の自治体においては、議員の配偶者及び2親等以内の親族が町との請負契約等を辞退することを努めるよう求めたり(熊本県和水町議会)、議員、その配偶者、その1親等の親族等が町との契約を締結することを禁じる条例(埼玉県三芳町議会)も存在する。

しかしながら、本条例の文言はそのようなものにはなっていない。

平成22年に初めて議案として上程された条例案においても、「地方自治法第92条の2の趣旨に従い、議員の血族の2親等及び配偶者(以下「親族」という。)若しくは議員自身が役員をしている企業、団体又は議員の親族が経営に携わっている個人の契約等に関し、一切の関与をしないこと」とされており、条例案の当初から「関与」を禁じているのであって、議員の親族が町との契約を締結することを禁止するものとは読めない。

その後の審議を経て、平成25年に一部修正のうえ可決されたのが本条例であるが、ここでもやはり「関与」を禁じるという文言に修正はなく、「契約」を禁止するという文言となつてはいない。

(2) 以上のとおりであり、審査対象議員の配偶者が町との契約をしていることが本条例第4条第3号に違反するとの主張は、条例の文言解釈として無理があるといわざるを得ない。

2 審査対象議員が12月6日の一般質問において、ふるさと納税についての質問をしていることが、ふるさと納税の返礼品となっているフレーバーティーがさらに売れるように行政への圧力をかけたものであり、契約に「関与」したと言えるか

(1) 上記一般質問における簡易会議録によれば、審査対象議員は、ふるさと納税に関しては、町民が行うふるさと納税により町民税の減収という事態に対する問題意識を示し、逆にふるさと納税を呼び込むための方策としての具体的な計画、その一方策として町が行ったクラウドファンディング形式での寄付募集への評価やその寄付額などを質問しているにとどまる。答弁に立った総務部長から返礼品の考案についての発言があるが、審査対象議員からはこれに対応するような質問もなされていない。

(2) 以上からすると、審査対象議員が配偶者の利益を確保すべく契約当事者である町に対する何らかの圧力をかける意図をもって質問をしたとの事実を認めることはできない。

第4 結 論

以上のとおりであり、当審査会は、審査対象議員に本条例第4条第3号に該当する政治倫理基準違反の事実はないと判断する。

第5 付 言

しかしながら、当審査会としては、敢えて、以下のとおりの見解を付言し、議会での更なる議論を求めるものである。

1 本条例における目的(第1条)や議員の責務(第2条)として規定されているところからすると、本条例第4条各号の政治倫理基準が求めるところは、議員の職務執行の公正を確保するとともに、議員の職務執行の公正さに対する町民の疑惑や不信を招くような行為の防止を図り、もって議会の公正な運営と町政に対する町民の信頼を確保するという点にあるというべきである。

その趣旨を重視するのであれば、議員の1親等内の血族及び配偶者が役員をしている法人その他の団体及びこれらの者と町との契約に議員が「関与」するだけではなく、議員の1親等内の血族及び配偶者が役員をしている法人その他の団体及びこれらの者が、他を差しおいて、町と「契約」をすること自体にも、議員からの何らかの不公正な働きかけがあるのではないかとの疑念を生じさせる余地がないとはいえない。

「関与」と「契約」はイコールであると主張する審査請求代表者の思いもこのようない点にあると考えられる。

しかしながら、平成22年から平成25年までの間、さらに本条例制定後今日に至るまでの間、審査請求代表者自身、議員としての活動を通して、文言解釈の差異を感じていたにもかかわらず、それを是正しえなかつたのは、議員活動として疑問が残る。今後は、本件のような審査請求という手段をとるのではなく、議員としてみずから条例解釈の統一や改正などに向けた議員活動に取り組むべきと考える。

2 また、同時に、今回の審査請求は、上記のような公正を疑わせる余地のあることが明らかとなつた事案ではないかと考える。

審査対象議員の配偶者が代表者を務める事業体と町とがフレーバーティーという物品の納入契約を締結しているものであるが、この事業体はもともと審査対象議員自身が立ち上げて永年にわたり経営をしてきたものである。現在の代表者は配偶者であるとのことであるが、法人化されてはいないし、他に従業員がいるわけでもない。客観的にみれば、審査対象議員と配偶者の2人でともに経営している個人事業というべきであつて審査対象議員だけをこの事業から切り離すことが可能なのか疑問もある。

してみると、町民が審査対象議員自身の公正さに疑念を持つことも大いにあり得ると考えられ、審査対象議員はそのことを認識すべきである。

3 本件審査請求をするにあたり、これに賛同する55名もの町民の署名がなされている事実は上記の点を示すものとして、審査対象議員のみならず、議会もこれを重く受け止めなければならないと考える。

以上